

就職者向け

平成29年度

児童養護施設退所者等自立支援資金貸与の募集案内

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

1 児童養護施設退所者等自立支援資金制度の目的

児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方が施設退所後又は委託解除後の安定した生活基盤を築くための家賃等の貸与を行い、児童養護施設等の退所した方などの自立支援につなげることを目的としています。

【児童養護施設等について】

○児童養護施設

享誠塾（金沢市）、聖霊愛児園（金沢市）、梅光児童園（金沢市）、林鐘園（金沢市）、育松園（小松市）、伊奈美園（加賀市）、しお子どもの家（宝達志水町）、あすなろ学園（穴水町）

○児童自立支援施設

石川県立児童生活指導センター（内灘町）

※情緒障害児短期治療施設及び自立援助ホームも児童養護施設等に含まれるが県内にはない。

【里親等について】

○里親

○ファミリーホーム

2 申請対象者

次の要件に全て該当する方

- ① 石川県内（以下「県内」という。）の児童養護施設等を退所した方若しくは県内において里親等の委託を解除された方のうち、保護者等の経済的支援が見込まれない方で、就職している方（児童養護施設等退所後又は里親の委託を解除後2年以内の方）

※ 平成29年度に就職を予定している方も対象となります。

- ② 児童養護施設等を退所後又は里親等を委託解除後、就職し、5年間就業する意思のある方
- ③ 児童養護施設等の長又は児童相談所長の推薦を受けた方
- ④ 貸与が決定した後、返還債務免除あるいは返還終了となるまで、就業状況等の所要の調査に協力できる方

3 貸与の内容

家賃支援費

家賃に相当する額（管理費及び共益費を含みます。ただし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助の単身世帯の額を限度とします。）を毎月貸与します。

【県内の住宅扶助について】

○金沢市 33,000 円/月 ○金沢市以外 31,000 円/月

就職先から住宅手当が支給されている場合は、家賃相当額から住宅手当を差し引いた額を家賃に相当する額とします。

4 貸与期間

児童養護施設等を退所後又は里親等の委託解除後、2年間を限度として就労している期間

5 利子

無利子

6 親権者の同意

申請者が未成年の場合は、親権者等の法定代理人の同意が必要です。ただし、児童養護施設等・児童相談所の長の推薦書（第2号様式）により、申請者に真にやむを得ない事由があり、申請者の自立が見込まれる場合は、親権者の同意を得ないで貸与することがあります。

7 連帯保証人

- (1) 成年であって、返還債務を負担できる資力があり、原則として県内に住所を有する方が1名必要となります。
- (2) 申請者が未成年の場合には、法定代理人（親権者等）としてください。ただし、法定代理人に返還債務を負担できる資力がない場合、別の連帯保証人が必要です。
- (3) 祖父母、父母、兄弟（姉妹）、配偶者（婚姻の相手）、子のうち成年である全ての親族等から連帯保証人を断られた場合等真にやむを得ない事由があって、児童養護施設等の長又は児童相談所長の意見書により申請者の自立が見込まれるときは、連帯保証人を立てないで貸与することがあります。

8 選考結果の通知・契約

- (1) 提出書類に基づき、石川県社会福祉協議会において、貸与の可否を決定し、選考結果を申請者及び推薦した児童養護施設等の長又は児童相談所長あてに、書面により通知します。
- (2) 貸与の決定後、貸与契約（借用書の提出）をしていただきます。

9 就業状況の確認

毎年度、在職届出書（第4号様式）により、就業状況を確認させていただきます。その他、年度途中に必要な応じて電話等で就業状況を確認させていただくことがあります。

10 貸与の休止

借受人が休職又は停職となったときは、休職又は停職となった翌月分から貸与を休止します。その後、復職となったときは、復職となった翌月から貸与を開始します。

11 契約の解除

借受人が貸与期間中に次のいずれかに該当するに至ったときは、契約の解除をさせていただきます。

- ① 虚偽その他不正な方法により自立支援資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
- ② 他の借入金への充当等自立支援資金の用途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。
- ③ 就職先を離職したとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ その他自立支援資金の貸与の目的が達成する見込みがなくなったと認められるとき。

また、借受人が契約解除を申し出たときも契約を解除します。

※ 契約解除になったときは、自立支援資金を返還していただくこととなります。その後、5年間就業しても免除となりませんので注意してください。

12 返還債務の当然免除

借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、申請により自立支援資金の返還債務を免除します。

- ① 就職した日から5年間引き続き就業（週20時間以上の就業に限る。）を継続したとき。
- ② ①の就業期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき。

【離職した場合の特例】

一旦離職して、再就職のために次に掲げる求職活動を行っている場合には、継続して就業しているものとみなし、就業継続期間に算入することができます。ただし、算入できる期間は最長1年間となっています。

(1) 月1回以上求人に応募を行った場合

(2) 次に掲げる就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動を原則月2回以上行っている場合

- ① 公共職業安定所、許可・届出のある民間需給調整機関が行う職業相談、職業紹介等
- ② 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等
- (3) 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合
- (4) 就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合
- (5) 公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合
- (6) 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業）等を利用している場合

13 返 還

(1) 借受人が次のいずれかに該当する至ったときは、返還事由が発生した日の属する翌月から起算して貸与した自立支援資金から 39,000 を除して得た数字の月数（小数点以下端数切上げ。）に返還債務の履行が猶予された月数を合算した期間内に月賦又は半年賦により返還していただきます。

- ① 自立支援資金の契約が解除されたとき。
- ② 虚偽その他不正な方法により自立支援資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
- ③ 他の借入金への充当等自立支援資金の用途をみだりに変更し、又は他に流用したことが明らかになったとき。
- ④ 一旦離職して、離職後6月以内に再就職又は再就職のための求職活動を行わなかったとき。
- ⑤ 離職し、再就職する意思がなくなったとき。
- ⑥ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。
- ⑦ 必要な届出の提出を求めても提出される見込みがないと認められるとき。

(2) 上記の期間で返還が困難なときは、困難な事由の内容を審査した上で、貸与した自立支援資金から 39,000 を除して得た数字の月数（小数点以下端数切上げ。）に2を乗じて得た月数に返還債務の履行が猶予された月数を合算した期間まで延長することができる場合があります。

- (3) 返還金額は、月4万円程度。返還が困難な場合は2万円程度にすることができます。
- (4) 返還が(1)又は(2)の期間内に返還できなかった場合は、遅延した分については、年5%の延滞利子が発生します。
- (5) やむを得ない理由があるときは、審査の上、自立支援資金の返還を一時猶予することがあります。

14 申請手続

(1) 提出書類

- ① 貸与申請書（第1号様式）

- ② 住民票（申請者及び連帯保証人のもの）
- ③ 戸籍謄本（申請者のもの）。両親が住民票で確認できる場合は省略できます。
- ④ 児童養護施設等・児童相談所の長の推薦書（第2号様式）
- ⑤ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸与に係る個人情報の取扱同意書（第3号様式）
- ⑥ 在職届出書（第4号様式）
※就職前の場合は、就職予定届出書（第6号様式）
- ⑦ アパート等の賃貸借契約書の写し
- ⑧ 住宅手当を確認できる書類（勤務先の給与規程等の写し。給与明細の写し。）
- ⑨ 連帯保証人の所得を確認できる書類（所得証明書又は源泉徴収票の写し）
- ⑩ 祖父母、父母、兄弟（姉妹）、配偶者（婚姻の相手）のうち成人の者の児童養護施設退所者等自立支援資金貸与にかかる連帯保証に対する親族等の回答（第5号様式。連帯保証人を立てられない場合に限る。）

(2) 提出について

児童養護施設等の退所者は児童養護施設、里親等の委託解除者は児童相談所を經由して本会に提出してください。

提出締切 平成29年3月17日（金）

(3) 問合せ・提出先

〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号

石川県社会福祉協議会2階 地域福祉課

TEL 076-224-1212 / FAX 076-222-8900

